

## 令和7年第11回土佐町農業委員会

1.開催日時 令和7年12月26日 午前9時00分～9時14分

2.開催場所 土佐町役場2階会議室

3.出席委員 (11名)

1 千頭健司・2 川井由紀・3 川田文明・5 田岡博之・6 西峰昭江・8 近藤秀幸・  
10 西村尚・12 仁井田亮一郎・11 西村美佐江 13 和田俊雄・14 澤田智則

4.欠席委員 (3名)

4 岡林秀明・7 矢野公彦・9 川村寿一

5.職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 川田書加・上田千紗

6.議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第4条による許可申請について

第3号議案 非農地証明について

その他

高知県農業振興地域整備基本方針の変更について(照会)

7.会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は4番 岡林秀明委員、7番 矢野公彦委員、9番 川村寿一委員の3名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長をお願いします。

会長:おはようございます。令和7年第11回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。5番 田岡博之委員、6番 西峰昭江委員の2名を指名致しますのでよろしくをお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案、農地法第3条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、農業委員会が許可をだす権限を持ちます。許可の要件としましては、「取得農地を含むすべてを効率的に耕作すること」「法人は農地所有適格法人に限ること」「取得後の農作業に常時従事すること」「周辺地域の農業との調和」になります。これらを事務局が総会までに審査し、総会にかけ、委員のみなさんにお諮りします。今回は2件の申請がありました。

事務局：【内容説明】

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員：ありません。

会 長：ないようですので、採決を行います。本件について賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて、2件目について事務局の説明を求めます。

事務局：【内容説明】

会 長：西村美佐江委員から補足説明はありませんか。

西村美佐江委員：ありません。

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員：ありません。

会 長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第2号議案、農地法第4条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局：第2号議案、農地法第4条による許可申請について説明します。これは農地の権利移動を伴わない転用、申請者の土地を農地以外のものにするための許可申請のことで、農地を転用するときには農業委員会を経由して都道府県知事の許可を受ける必要があり、町の農業委員会の意見を付けて県に進達します。転用するために必要な資力はあるのか、転用の許可が出た後遅滞なく転用できるのか、周辺の農地の営農条件に支障を生ずる恐れがないかなどを事務局で審査しています。今回は1件の申請がありました。申請内容について説明します。

事務局：【内容説明】

会 長：和田委員から補足説明はありませんか。

和田委員：ありません。

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

会 長：ないようですので、採決を行います。本件について賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、本件は許可相当であると県に進達します。第3号議案、非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局：第3号議案 非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は1件の申請がありましたので、説明します。

事務局：【内容説明】

会 長：この件について質問はありませんか。

会 長：ないようですので、質疑を終わります。本件について賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により本件は非農地として証明することに決定しました。以上で議案審議を終了します。その他について、事務局より何かありませんか。

事務局：高知県農業振興地域整備基本方針と書かれたホッチキス止めの資料をご覧ください。この基本方針は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、県が指定する農業振興地域や市町村が策定する農業振興地域整備計画に関して基本となるべき事項を定めたものです。

今回、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」が変更されたことを受け、「高知県農業振興地域整備基本方針」を変更するにあたり市町村、農業委員会に意見をもとめられています。10 ページに土佐町の総面積・農用地面積等掲載されています。ご自宅で一度中身を見ていただいて何か意見がありましたら1月13日火曜日までに農業委員会事務局まで申し出てください。その内容と合わせて町の意見をとりまとめ、県へ回答することといたします。以上です。

会 長:この件について質問等ございませんか。

他委員:ありません。

会 長:事務局から他に何かありませんか。

事務局:皆さんのお手元に名札を配布しております。農地パトロールの際にご使用ください。

次回の農業委員会についてお知らせします。次回は1月28日、水曜日の予定です。開催する場合は開催通知を送りますので出席をお願いします。以上です。

会 長:今年も残すところあとわずかとなりました。今年は委員の皆さん一年目で、農地パトロールやタブレットの操作等大変だったかと思います。声を掛けていただければ、サポートもします。来年も引き続きよろしく申し上げます。寒い日が続きますので、お体に気を付けて、よいお年をお迎えください。それでは以上で第11回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

千頭 健司

議事録署名委員

田岡 博之

議事録署名委員

西峰 昭江